

保護者 各位

西原町教育委員会
教育長 新島 悟
(公印省略)緊急事態宣言に伴う町立幼稚園の臨時休園の実施
及び当該期間中の預かり保育について（周知）

みだしのことにつきまして、県の休校要請及び中頭地区市町村教育長会の意向を鑑み、園児への感染拡大を防止し、心身の安全確保を最優先として、下記の期間については臨時休園といたします。

保護者の皆様におかれましては、趣旨をお汲み取りくださり、ご理解とご協力のほど賜りますよう、よろしく願いいたします。

【臨時休園期間】 令和3年6月8日（火）～ 令和3年6月20日（日） 13日間

但し、臨時休園期間中、就労の職種上、休みが取れない方で預け先が確保できないなど、やむを得ない場合に限り、次のとおり預かり保育を実施します。

【利用条件】

1. 保護者や親族等による家庭保育の対応ができない場合
2. その他特別な事情により預け先の確保ができない場合
3. 利用期間中の弁当を準備できる保護者

【利用可能時間】

区分	利用可能時間
通常の預かり保育の利用決定を受けている場合	8:15 ～ 最大18:30
通常の預かり保育の利用決定を受けていない場合	8:15 ～ 14:00

【留意事項】

- (1) 利用を希望される場合、下部の「預かり保育利用申出書」及び「健康観察シート」を各園に提出してください。また、登園時はマスクの着用をお願いします。
- (2) 朝夕にお子さんの検温や体調観察を行い、発熱や風邪の症状等がある場合は、病院を受診する等、ご家庭での対応をお願いします。
- (3) 期間中に園内で陽性者が確認された場合は、預かり保育を中止する場合がありますので予めご了承ください。
- (4) 臨時休園期間中の預かり保育では、給食の提供はありません。弁当・水筒等を持参させてください。また、「健康観察シート」については毎回登園時に提出してください。
※休園期間中の給食費については、今後調整し、各園を通して連絡します。

▼ 切り取り線

【預かり保育利用申出書】

利用条件及び留意事項を確認しましたので、預かり保育の利用について、次のとおり申し出ます。

令和3年 6月 日 (利用日当日までに各園に提出してください。) 【利用施設】 幼稚園

利用園児名		緊急連絡先	
保護者氏名		利用時間	時 分まで(お迎えの時間)